

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	中央操作室において警報が発生し確認したところ、中央操作室換気空調機が停止している事を確認した。このため予備の換気空調機を起動し通常の換気状態に復帰した。その後の調査で、当該中央操作室換気空調機用の電動機が損傷していることを確認した。今後原因を調査すると共に電動機を予備品と交換する。	A	9月14日公表済 (PDF80KB)

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ蒸気系の1、2号機連絡供給配管ドレントラップ点検において、ディスク及びスクリーンに損傷が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	タービン建屋換気空調系暖房用蒸気の圧力調整弁及び温度調整弁入ロストレーナ点検において、ストレーナに変形及び損傷が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	主タービン蒸気配管（クロスアラウンド配管）において、定期事業者検査の浸透探傷検査を実施した結果、「否」であったにもかかわらず、不適合報告書を発行せず再検査を実施したため、対応検討	C	
4	1号機	中央制御室コンセント供給用電源しゃ断器において、トリップが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	廃棄物処理系廃スラッジタンク点検において、内面塗膜の一部に膨れが認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	循環水ポンプ（B）軸受潤滑水配管入口フローガラスの保温材からにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）に軸ぶれが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
8	3号機	原子炉ウェルバルクヘッドマンホール閉止作業において、ガスケット取付後マンホール蓋を閉鎖する際、ガスケットが換気空調設備ダクト内に吸い込まれたため、対応検討	C	
9	3号機	残留熱除去系ポンプ（A）駆動用電動機点検において、固定子コイル楔に緩みが認められたため、当該コイル楔を修理	D	
10	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器用冷凍機（B）点検において、容量制御弁の弁体フランジ部に微少リークが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	3号機	廃棄物処理建屋サンプポンプ運転状態記録計（No. 1）において、印字ペンの動作不良（4点）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
12	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（D）点検において、内部ゴムライニングの一部に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
13	4号機	所内ボイラ（A）点検において、バーナ前噴霧蒸気圧カススイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
14	4号機	所内ボイラ（A）点検において、バーナ前重油圧カススイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
15	5号機	活性炭ホールドアップ建屋1階照明用分電盤において、アース線被覆のめくれが認められたため、当該アース線を点検・修理	D	
16	5号機	活性炭ホールドアップ建屋地下1階排ガス乾燥器（A）室の金網フェンスの金網外れが認められたため、当該フェンスを点検・修理	D	
17	6号機	原子炉建屋オペフロ給気冷却コイル装置扉枠に変形が認められたため、当該扉枠を点検・修理	D	
18	集中環境施設	所内ボイラ給水ポンプ（A）点検において、グラウンドパッキン押え部（モータ側）にひび割れが認められたため、当該部を修理	D	
19	集中環境施設	スチームドレン処理系連絡ダクト地下水サンプポンプ補給水弁にシートパスが認められたため、当該弁点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで